

# 知っておきたい！主な税制改正のポイント！

～ 平成29年より適用 ～

## <セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設>

### ①改正内容

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、市販薬（スイッチ OTC 医薬品）の購入額が年間 12,000 円を超えた際に、12,000 円を超えた部分の金額（上限金額：88,000 円）について、その年分の総所得金額等から控除できます。

※この税制を適用した場合、従来の医療費控除は利用することができません。また、選択した控除を、更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

### ○対象者

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族。ただし、納税者が次の一定の取組（①～⑤の検診等または、予防接種（医師の関与があるものに限る））を受けていることが要件とされます。

#### ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診

※市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査や、申請者が任意で受信した健康診査（全額自己負担）は、この一定の取組には含みません。

※健康診査等の結果より、要再検査や要精密検査等と判断されて受けた検査等は、対象になりません。

### ○対象となる医薬品

スイッチ OTC 医薬品（要指定医薬品及び一般用医薬品のうち、医薬用から転用された医薬品）の購入対価例）かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬等

### ○対象となる医薬品の確認方法

購入時のレシート・領収証に記載があります。また、対象商品のパッケージに共通識別マークが入っています。

※厚生労働省のホームページでも対象となる医薬品を確認することができます。（6/19 現在、1630 品目）

< 共通識別マーク >

< 領収書の記載例 >



※対象商品の医薬品すべてに、マークはついていません。

4	あおいろドラッグ
<領収書>	
TEL 044-****-****	
5	2017年1月●日(土) 15:30
	カンコーヒー 1点 ¥95
	ボディウォッシュ 1点 ¥257
3	★クールメグスリ 1点 ¥300
1	小計 3点 ¥652
2	内税商品計 ¥652
	(内消費税 ¥48)
	合計 ¥652
	現金 ¥1,052
	釣銭 ¥400
★印はセルフメディケーション 税制対象商品	

領収書		5
川崎 京子 様		2017年 1月 ●日
2		¥594
1		但し、セルフメディケーション税制対象商品である 〇〇〇点眼薬 1個
3		青色薬局
4		上記、正に領収いたしました。
		川崎市川崎区宮前町** 044-****-****

(領収書の記載内容)

- |   |                |   |      |
|---|----------------|---|------|
| 1 | 商品名            | 2 | 金額   |
| 3 | 商品が対象商品である事が記載 | 4 | 販売店名 |
| 4 | 販店名            | 5 | 購入日  |

### ②セルフメディケーション税制を受けるための手続き

「医療費控除に関する明細書」と「一定の取組を証明する書類（領収書・結果通知表など）」を確定申告書に添付します。

### ③適用時期

平成 29 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日まで

### ④注意

取組に要した費用は、控除対象になりません。（領収書の取扱いは、<医療費控除（従来の医療費控除）に関する添付書類の見直し>⑤注意を参照）

# ＜医療費控除（従来の医療費控除）に関する添付書類の見直し＞

## ①改正内容

従来からの領収書に代えて、「医療費の明細書」又は、「医療保険者等の医療費通知書」を添付する事となりました。但し、領収書原本は、5年間の保存が必要です。

## ②医療費控除（従来の医療費控除）を受けるための手続き

「医療費控除に関する明細書」（右図）と「医療保険者等の医療費通知書（医療費控除に関する明細書の医療費通知に関する事項に記入したものに限ります。）」を確定申告書に添付します。

### ＜医療費控除に関する明細書＞

## ③医療保険者等の医療費通知書について

市区町村や組合から年に数回に分けて送付される「医療費のお知らせ」（右下図）です。

### ＜医療費通知書（例）＞

医療費のお知らせ							あおいろ 健康保険組合	
付金者名 受診医療機関名	受診年月	診療区分	日数	医療費の内訳			公費負担額	
				医療費総額	本人・家族負担額	健保負担額		
川崎 太郎 青色組合病院	29 04	本人外来	1	12,370	3,711	8,659		
川崎 太郎 専色薬局	29 04	調剤本人	1	7,300	2,190	5,110		
川崎 太郎 青色組合病院	29 05	本人入院	3	200,000	60,000	140,000		
川崎 京子 百色歯科	29 06	歯科家系外来	1	9,450	2,835	6,615		

## ④適用時期

平成 29 年分以後の確定申告に適用

## ⑤注意

○セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を両方適用することはできません。領収書は、セルフメディケーション税制用と従来の医療費控除用ごとに、分けて集計し、ご自宅等で保管をしてください。確定申告書に添付する必要はありません。確定申告期限等から5年間税務署から領収書の提示又は、提出を求められる場合があります。

○平成 29 年分から 31 年分までの確定申告書については、移行期間として従来通り領収書の添付による医療費控除の適用もできます。平成 32 年分からは、領収書の添付省略となりますので、ご注意ください。

# ～ 平成30年より適用 ～

## ＜配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し＞

### ①改正内容

#### ○配偶者控除

納税者本人の合計所得金額に応じて、配偶者控除の適用額が変わりました。（適用条件の配偶者の合計所得金額 38 万円以下（給与収入の場合 103 万円以下）は、変更ありません。）  
納税者本人の合計所得額に応じた控除額は、下表のとおりとなります。

控除区分	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

※適用条件は、配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合です。（青色専従者は適用できません。）

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

#### ○配偶者特別控除

現在の配偶者特別控除38万円適用条件が、「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）以下」から「配偶者の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）以下」に拡大されました。  
また、配偶者の各所得金額に応じた控除適用額は、下表のとおりとなります。

配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超85万円以下		38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下		36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下		31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下		26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下		21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下		16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下		11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下		6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下		3万円	2万円	1万円

※青色専従者は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

※納税者本人の所得金額によっては、3種類の控除額のいずれかとなります。

## ②配偶者の収入が増加することによる影響（収入額別比較）

- (1) 100万円超103万円以下  
配偶者に住民税が発生する場合があります。
- (2) 103万円超106万円以下（いわゆる103万円の壁）  
配偶者に所得税が発生する場合があります。配偶者控除は適用できず、配偶者特別控除の適用となります。配偶者手当のある会社では、手当額に変更がある場合があります。
- (3) 106万円超130万円以下（いわゆる106万円の壁）  
一定の要件に該当すると社会保険の扶養から外れ、社会保険料を負担しなければなりません。  
※納税者が個人事業者の場合は、影響がありません。
- (4) 130万円超（いわゆる130万円の壁）  
社会保険の扶養から外れ、社会保険料の負担が生じるようになります。  
※納税者が個人事業主の場合は、影響がありません。
- (5) 150万円超（今回の改正）  
納税者の配偶者特別控除が減額され始めます。配偶者の収入が増えるごとに、段階的に控除額が小さくなっていきます。給与収入が201万円6千円以上は、配偶者特別控除額が「0」となります。

## ③注意

今回の改正によって配偶者の合計所得金額の枠が拡大し、得をするように見えますが、会社員の配偶者が収入を増やしても、社会保険料等の負担や手当の減少等を差し引くと、手取り金額は、あまり増えない事もあり、場合によっては減少する事もあります。